

資源管理の状況等の報告について

(漁業権者の責務)

漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとする（法第 74 条第 1 項）。

- 漁業権者は、漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用状況等を都道府県知事に報告しなければならない（法第 90 条第 1 項）。
- 都道府県知事は、漁業権者から報告を受けた事項について、海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）に対し報告をする（法第 90 条第 2 項、第 171 条第 4 項）。



適切・有効に漁場が活用されていない場合は、都道府県から当該漁業権者に対し、指導・勧告を行う（法第 91 条）。

指導・勧告の判断材料としても資源管理状況等の報告は重要であることから、海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）において適切に検討される必要がある。

漁業法（抜粋）

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

漁業法施行規則（抜粋）

第二十八条 法第九十条第一項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

- 2 法第九十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 漁業権の種類及び免許番号
 - 二 報告の対象となる期間
 - 三 資源管理に関する取組の実施状況
 - 四 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
 - 五 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
 - 六 その他必要な事項

- 3 法第九十条第二項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、一年に一回以上行うものとする。